

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 東島地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	東島地区地区計画	
位 置	各務原市蘇原東島町1丁目、2丁目、3丁目の一部、 蘇原野口5丁目の一部	
面 積	約27.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、北を県道長森各務原線が、東を主要地方道江南関線が通過し、更に南には都市計画道路岐阜犬山線が事業着手されている利便性の高い地区である。</p> <p>主要地方道江南関線の沿道は、近年商業施設が立地し始めており、今後も沿道型商業施設の立地が進むことが予測されることから、沿道型商業施設の立地を誘導し、その他の地区は無秩序な宅地開発が行なわれないよう市街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画を定め、開発行爲や建築行爲を適切に誘導するとともに、緑の基本計画に沿って公園を配置し、利便性と快適性に配慮した市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>既存集落及びその周辺については、良好な住環境を有する住宅地としての土地利用を促進し、都市計画道路岐阜犬山線及び県道長森各務原線沿線については、後背地の住環境の保護に配慮するとともに、将来の沿道型土地利用を見据えて、店舗や事務所の立地等利便性も兼ね備えた土地利用への誘導を図る。また主要地方道江南関線の沿線については、利便性の高い沿道型商業地としての土地利用を促進する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設については、既存の集落内は居住者が利用する生活道路としての拡幅道路を、周辺地域については、主要地方道の沿線地区以外の奥行きが深い大きな街区について、土地利用の増進のために背割りに新設道路をそれぞれ必要規模で配置する。</p> <p>また公園については、都市公園2箇所を配置し、整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止し、日照等のスペースが確保されたゆとりある市街地が形成されるよう誘導する。</p>

地区 整備 計画	地区施設の 配置及び 規模	道 路				
		名 称	幅 員	路線数	延 長	備 考
		区画道路（拡幅）	6.0 m	6 本	約 825m	
	”（新設）	6.0 m	4 本	約 550m		
	建築物に 関する 事項	建築物の 敷地面積の 最低限度	150平方メートル			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」